

筆界確認の実務

講師：小野伸秋

設問1. 筆界を特定するための「筆界確認の要素」を6つ答えなさい。

解答

- ① 登記記録
- ② 地図又は地図に準ずる図面
- ③ 登記簿の付属書類の内容
- ④ 対象土地及び関係土地の地形、地目、面積及び形状
- ⑤ 工作物、囲障又は境界標の有無、その他の状況及びこれらの設置の経緯
- ⑥ その他の事情（筆界に関する地域の慣習）

設問2. 明治の初期に行われた地籍編纂事業では水路の幅は何処を測って水路幅としたか答えなさい。

解答

地籍編纂事業の規定では水の流水部分を測って地図を作成しなさいと記載されています。

設問3. 平成12年4月1日に施行された「地方分権一括法」により、機能を有している法定外公共物は、原則として平成17年3月末までに、市町村へ譲与（無償譲渡）されましたが、これによって我々土地家屋調査士の官民境界確認業務は何が変わったのでしょうか。

解答

法定外公共物とは、里道、水路、ため池などを総称して呼びます。譲与前の法定外公共物は国有財産で、財産管理は都道府県が、機能管理は市町村がそれぞれ国から事務を委任されていました。しかし、県によっては正式な委任もしないで財産管理と機能管理の区別なく全て市町村が行っていた地域もありました。

譲与後は、市町村が法定外公共物の所有者となり、正式に財産管理・機能管理とも市町村が行うこととなりました。しかし、市町村の担当者は、今なお機能管理界で官民境界の立会いを行っているところがあるようです。

よって、調査士は筆界を確認しなければならないので機能管理界を官民境界線として立会いを行うことは行ってはいけないこと。また、財産管理境界を官民境界線として確認することと、機能管理界との区分を市町村担当者に理解させることの使命が増えたことです。